入 所 者 利 用 料 金 表

特別養護老人ホーム健老園
介護老人福祉施設（ユニット型個室） 令和8年8月1日改定

◆利用料金　　[地域単価(1単位あたり)=10.14]

(基本サービスの単位に各種加算を加えて記載しています)

1割負担

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	負担割合 1割 計(1日・円)	負担割合 1割 1ヶ月（円）30日
要介護 1	670単位	1,700	3,940	6,320	189,600
要介護 2	740単位	1,700	3,940	6,391	191,730
要介護 3	815単位	1,700	3,940	6,467	194,010
要介護 4	886単位	1,700	3,940	6,539	196,170
要介護 5	955単位	1,700	3,940	6,609	198,270

2割負担

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	負担割合 2 割 計(1日・円)	負担割合 2 割 1ヶ月（円）30日
要介護 1	670単位	1,700	3,940	7,000	207,000
要介護 2	740単位	1,700	3,940	7,142	211,260
要介護 3	815単位	1,700	3,940	7,294	215,820
要介護 4	886単位	1,700	3,940	7,438	220,140
要介護 5	955単位	1,700	3,940	7,578	224,340

3割負担

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	負担割合 3 割 計(1日・円)	負担割合 3 割 1ヶ月（円）30日
要介護 1	670単位	1,700	3,940	7,680	227,400
要介護 2	740単位	1,700	3,940	7,893	233,790
要介護 3	815単位	1,700	3,940	8,121	240,630
要介護 4	886単位	1,700	3,940	8,337	247,110
要介護 5	955単位	1,700	3,940	8,547	253,410

※食費の内訳
朝食:380(円)　昼食:610(円)　おやつ:100(円)　夕食:610(円)

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。体制等により変更あり。
→日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ1、夜勤職員配置加算Ⅳ1、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅱ

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ を算定しております。

◆利用料金(補足給付)

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります。
(市町村への申請が必要です。)
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

(基本サービスの単位に各種加算を加えて記載しています)

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月 (円) 30日
要介護 1	670単位	1,420	1,470	3,570	107,100
要介護 2	740単位	1,420	1,470	3,641	109,230
要介護 3	815単位	1,420	1,470	3,717	111,510
要介護 4	886単位	1,420	1,470	3,789	113,670
要介護 5	955単位	1,420	1,470	3,859	115,770

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月 (円) 30日
要介護 1	670単位	680	1,370	2,730	81,900
要介護 2	740単位	680	1,370	2,801	84,030
要介護 3	815単位	680	1,370	2,877	86,310
要介護 4	886単位	680	1,370	2,949	88,470
要介護 5	955単位	680	1,370	3,019	90,570

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円を超え120万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月 (円) 30日
要介護 1	670単位	390	880	1,950	58,500
要介護 2	740単位	390	880	2,021	60,630
要介護 3	815単位	390	880	2,097	62,910
要介護 4	886単位	390	880	2,169	65,070
要介護 5	955単位	390	880	2,239	67,170

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月 (円) 30日
要介護 1	670単位	300	880	1,860	55,800
要介護 2	740単位	300	880	1,931	57,930
要介護 3	815単位	300	880	2,007	60,210
要介護 4	886単位	300	880	2,079	62,370
要介護 5	955単位	300	880	2,149	64,470

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。体制等により変更あり。
→日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ1、夜勤職員配置加算Ⅳ1、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅱ　**介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロを算定しております。**

加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園

介護老人福祉施設（ユニット型個室） 令和8年6月1日改定

・ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）
　要介護1:670単位/日　要介護2:740単位/日　　要介護3:815単位/日　　要介護4:886単位/日　　要介護5:955単位/日
・看護体制加算
　看護体制加算（Ⅰ）イ:6単位/日　看護体制加算（Ⅱ）イ:13単位/日
・夜勤職員配置加算
　夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ:22単位/日　（Ⅱ）イ:27単位/日　（Ⅲ）イ:28単位/日　（Ⅳ）イ:33単位/日
・常勤専従医師配置加算　25単位/日
・精神科医師の定期的療養指導　5単位/日
・障害者生活支援体制加算　（Ⅰ）26単位/日　（Ⅱ）41単位/日
・外泊時費用　246単位/日　　※1月に6日を限度
・初期加算　30単位/日
・退所時栄養情報連携加算　70単位/日　※1月に1回
・再入所時栄養連携加算　200単位/月　※1人1回のみ、栄養管理の基準を満たす
・退所時相談援助加算
　①退所前訪問相談援助加算:460単位（入所中1回または2回を限度）
　②退所後訪問相談援助加算:460単位（退所後1回を限度）
　③退所時相談援助加算:400単位（1人1回まで）
　④退所前連携加算:500単位（1人1回まで）
　⑤退所時情報提供加算:250単位（1人1回まで）
・日常生活継続支援加算　（Ⅱ）46単位/日　ユニット型
・生活機能向上連携加算　（Ⅰ）100単位/月※3月に1回　（Ⅱ）200単位/月※個別機能訓練で100単位/月
・個別機能訓練加算　（Ⅰ）12単位/日　（Ⅱ）20単位/月　（Ⅲ）20単位/月
・若年性認知症利用者受入加算　120単位/日
・経口移行加算　28単位/日※180日以内
・経口維持加算　（Ⅰ）400単位/月　（Ⅱ）100単位/月※6か月以内
・口腔衛生管理加算　（Ⅰ）90単位/月　（Ⅱ）110単位/月
・療養食加算　6単位/回　※1日3回を限度
・特別通院送迎加算　594単位/月
・看取り介護加算（単

看取り介護加算（Ⅰ）	看取り介護加算（Ⅱ）
死亡日45日前～31日前:72単位	死亡日45日前～31日前:72単位
死亡日30日前～4日前:144単位	死亡日30日前～4日前:144単位
死亡日前々日、前日:680単位	死亡日前々日、前日:780単位
死亡日:1,280単位	死亡日:1,580単位

・在宅復帰支援機能加算　10単位/日
・在宅入所相互利用加算　40単位/日
・認知症専門ケア加算　（Ⅰ）3単位/日　（Ⅱ）4単位/日
・認知症行動心理症状緊急対応加算　200単位/日※入所後7日に限る
・認知症チームケア推進加算　（Ⅰ）150単位/月　（Ⅱ）120単位/月
・配置医師緊急時対応加算
　配置医師の勤務外の場合:325単位/回　早朝、夜間の場合:650単位/回　深夜の場合:300単位/回
・栄養マネジメント強化加算　11単位/日※栄養管理の基準を満たす
・ADL維持等加算　（Ⅰ）30単位/月　（Ⅱ）60単位/月
・サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）22単位/日　（Ⅱ）18単位/日　（Ⅲ）6単位/日
・褥瘡マネジメント加算　（Ⅰ）3単位/月　（Ⅱ）13単位/月
・排泄支援加算　（Ⅰ）10単位/月　（Ⅱ）15単位/月　（Ⅲ）20単位/月　※6か月以降も算定可能
・自立支援促進加算　280単位/月
・科学的介護推進体制加算　（Ⅰ）40単位/月　（Ⅱ）50単位/月
・安全対策体制加算　20単位/月　※1人1回のみ
・高齢者施設等感染対策向上加算　（Ⅰ）10単位/月　（Ⅱ）5単位/月
・新興感染症等施設療養費　240単位/回　※1月に1回、連続する5日を限度
・生産性向上推進体制加算　（Ⅰ）100単位/月　（Ⅱ）10単位/月
・協力医療機関連携加算　50単位/月（相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に受け入れる体制を確保している
　協力医療機関と連携している場合）　5単位/月（上記以外の協力医療機関と連携）
・介護職員等処遇改善加算
　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（<基本サービス費+各種加算合計>×16.3%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（<基本サービス費+各種加算合計>×17.6%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（<基本サービス費+各種加算合計>×15.9%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（<基本サービス費+各種加算合計>×17.2%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（<基本サービス費+各種加算合計>×13.6%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（<基本サービス費+各種加算合計>×11.3%/月）

※入所に関しての留意点
・介護保険要介護認定にて要介護3以上の方となります。特例要件に該当される方は要介護度1または2の方も対象となりますが
　別紙の記入が必要となります。
・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方の入所中の居住費は、入院7日目以降、2,066円/日を請求いたします。